

2025.8.7
令和6年度東北地区大学図書館協議会合同研修会



デジタルアーカイブ実現に向けての取り組み 権利関係処理を中心に

関西館 電子図書館課 著作権処理係
南波佐間 望



本日のトピック

- 1.資料デジタル化の全体像
- 2.資料デジタル化と著作権
- 3.国立国会図書館が行っている権利関係処理
- 4.大学図書館における権利関係処理
- 5.参考情報
(補足) 著作権に関する基礎知識

1.資料デジタル化の全体像

大学図書館における資料デジタル化の現状

令和6年度[学術情報基盤実態調査](#)より

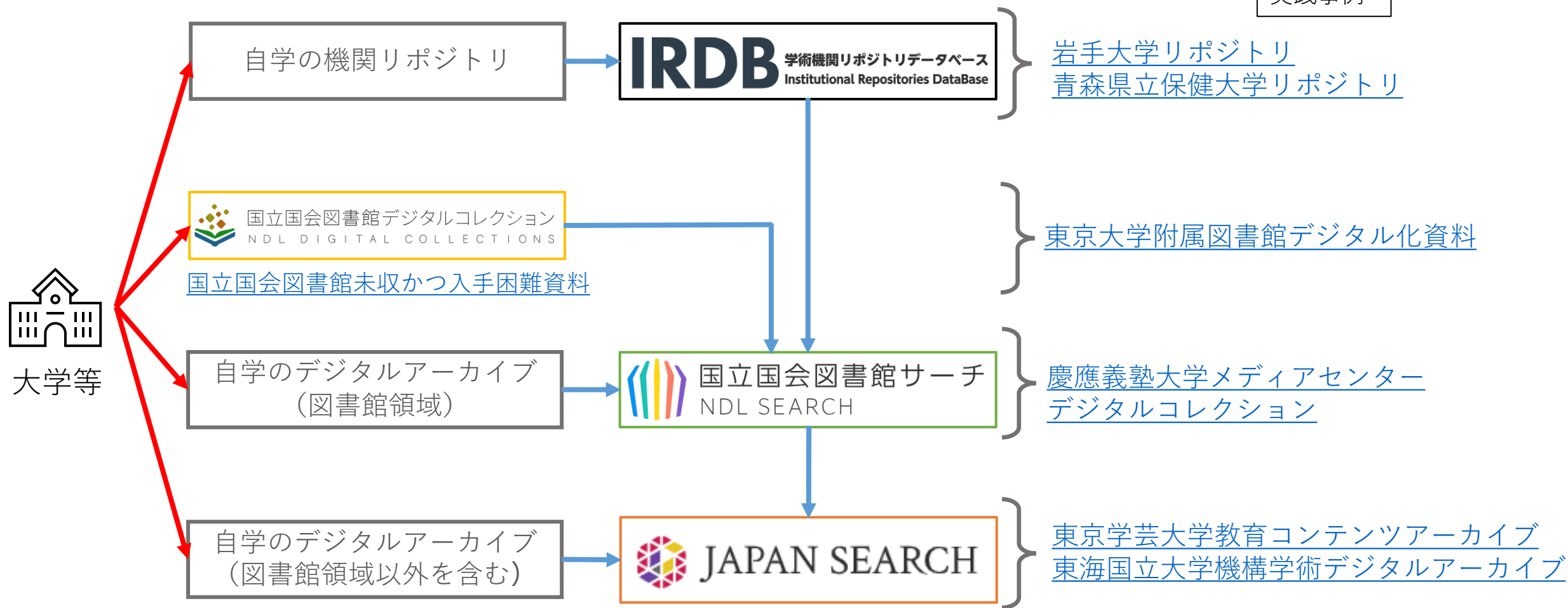
- ・資料のデジタル化を行っているのは2割
対象資料は貴重資料が多く、図書／雑誌は少ない
- ・機関リポジトリを構築済は8割（[11.機関リポジトリ](#)）
- ・機関リポジトリ／デジタルアーカイブによる
デジタル化資料の提供は2割（[10.電子図書館的機能](#)）

→機関リポジトリはあるが、資料のデジタル化はこれから

1.資料デジタル化の全体像

大学図書館におけるデジタルアーカイブ構築のパターン

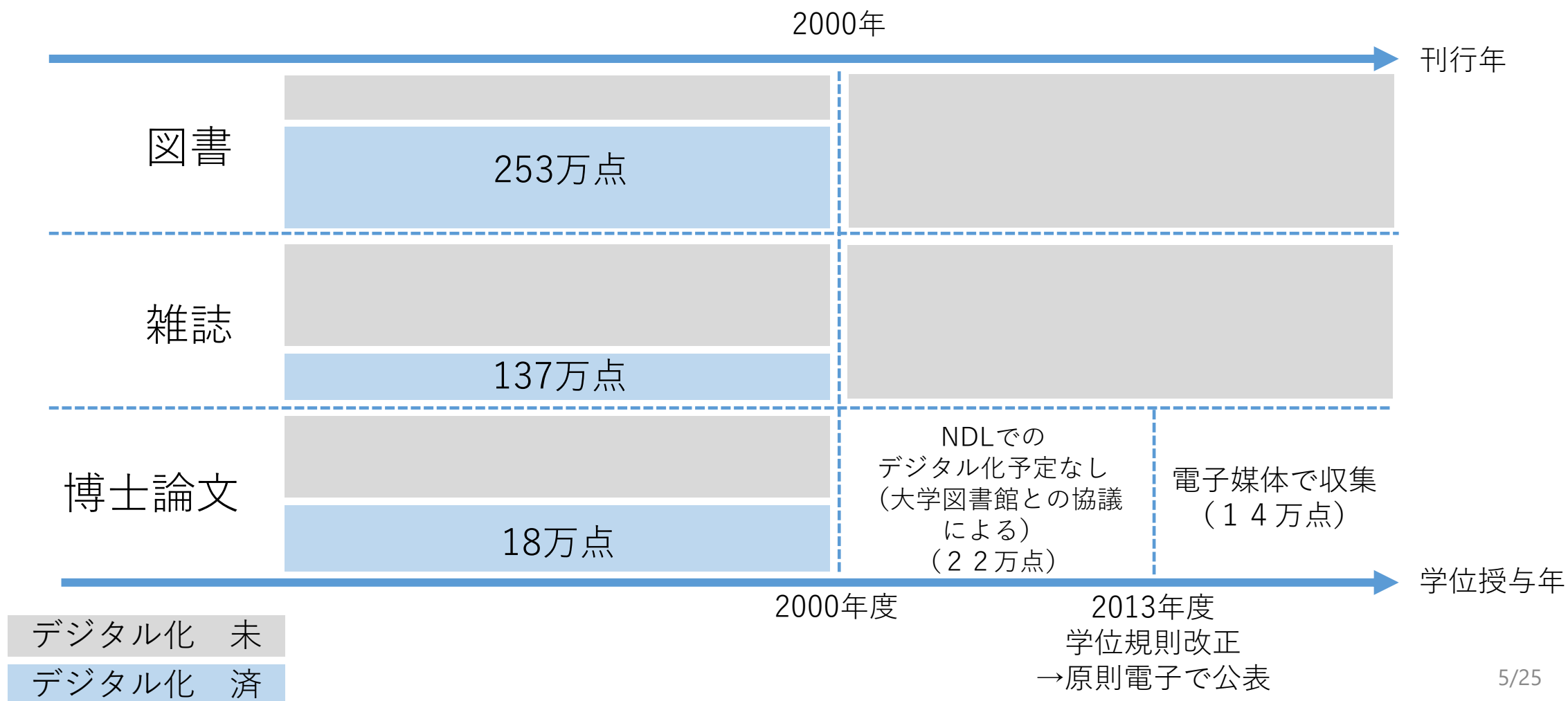
実践事例



1.資料デジタル化の全体像

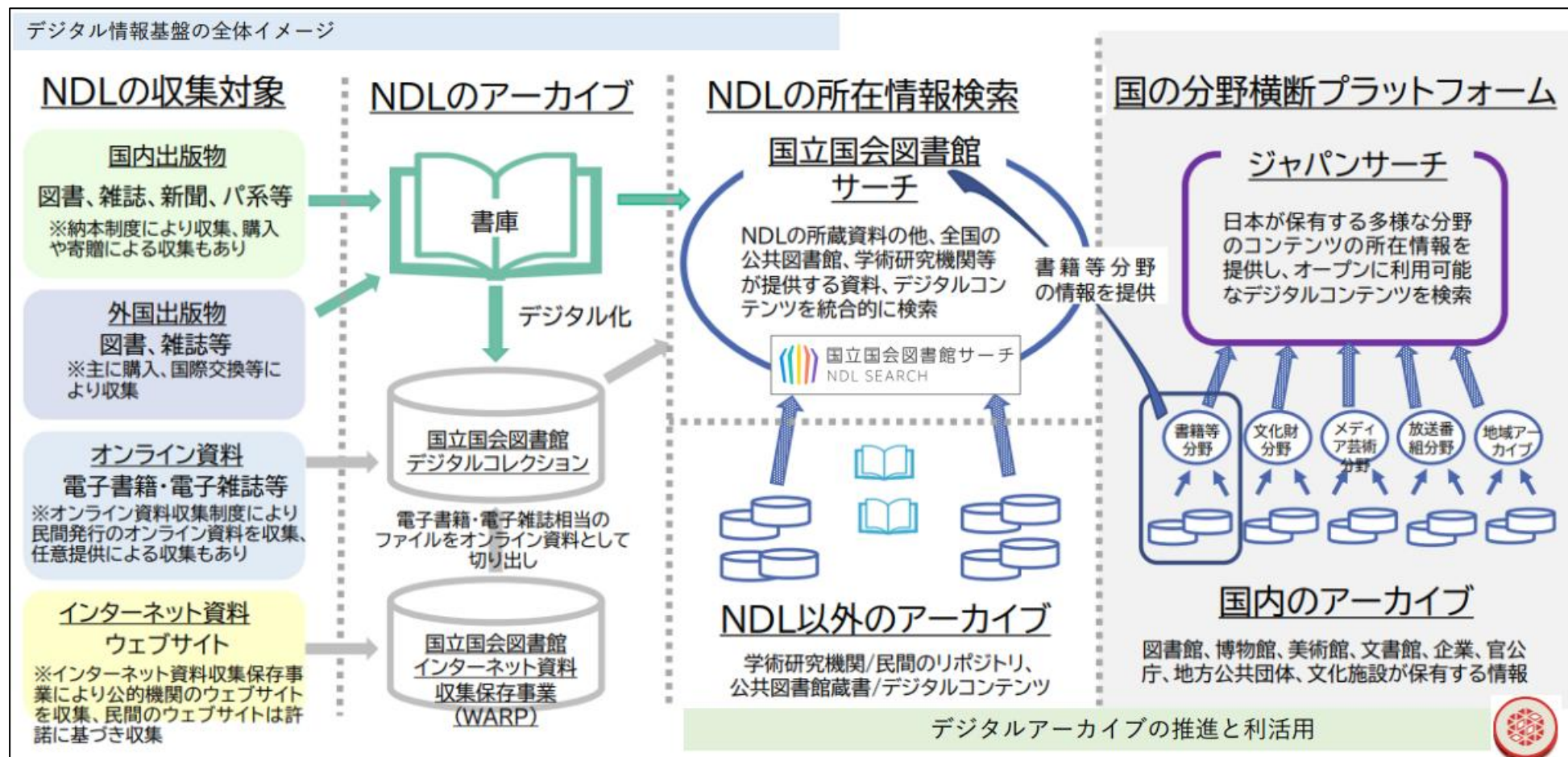
NDLによる国内刊行物デジタル化の進捗状況

[デジタル化資料提供状況](#)参照

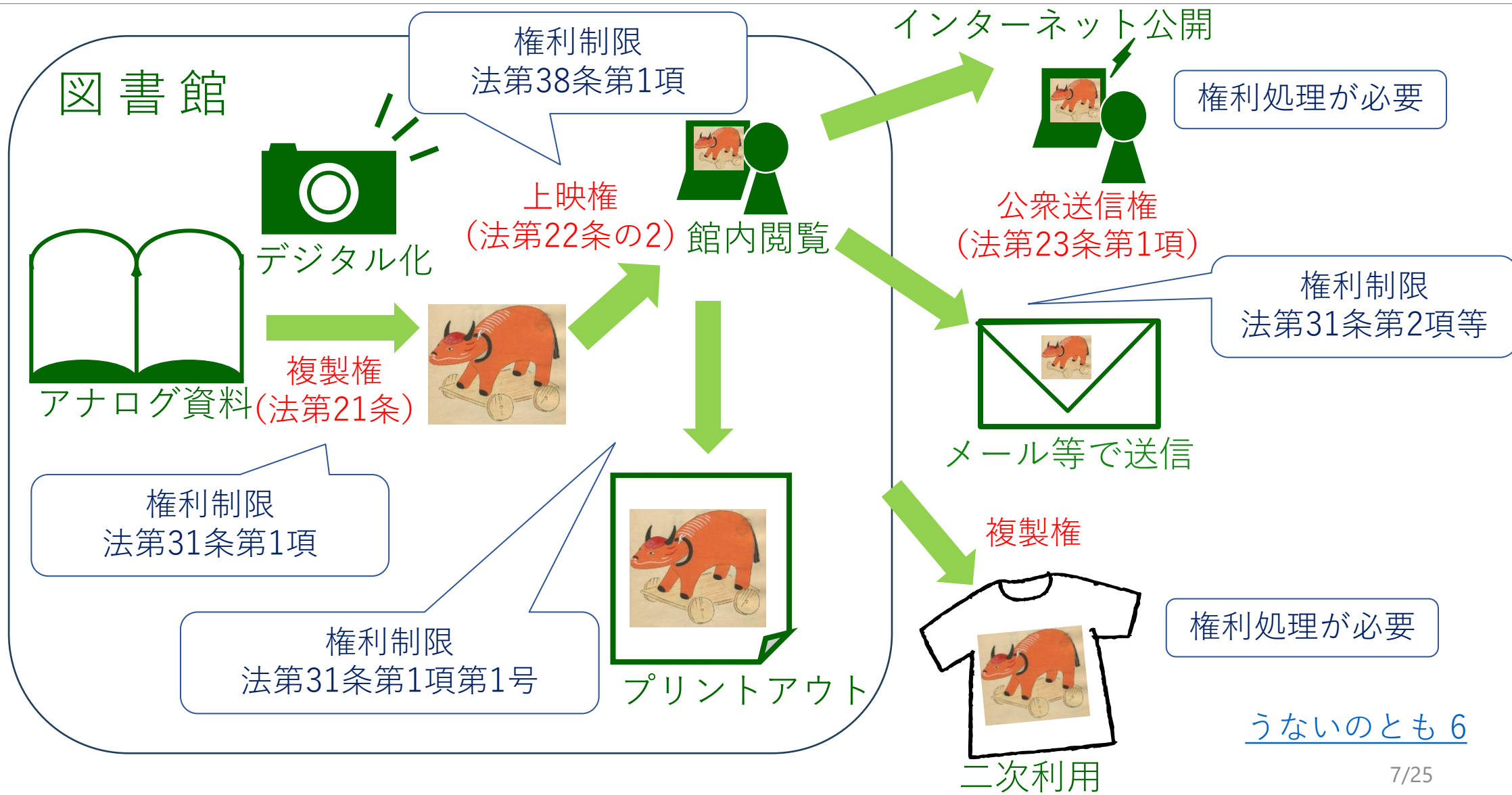


1.資料デジタル化の全体像

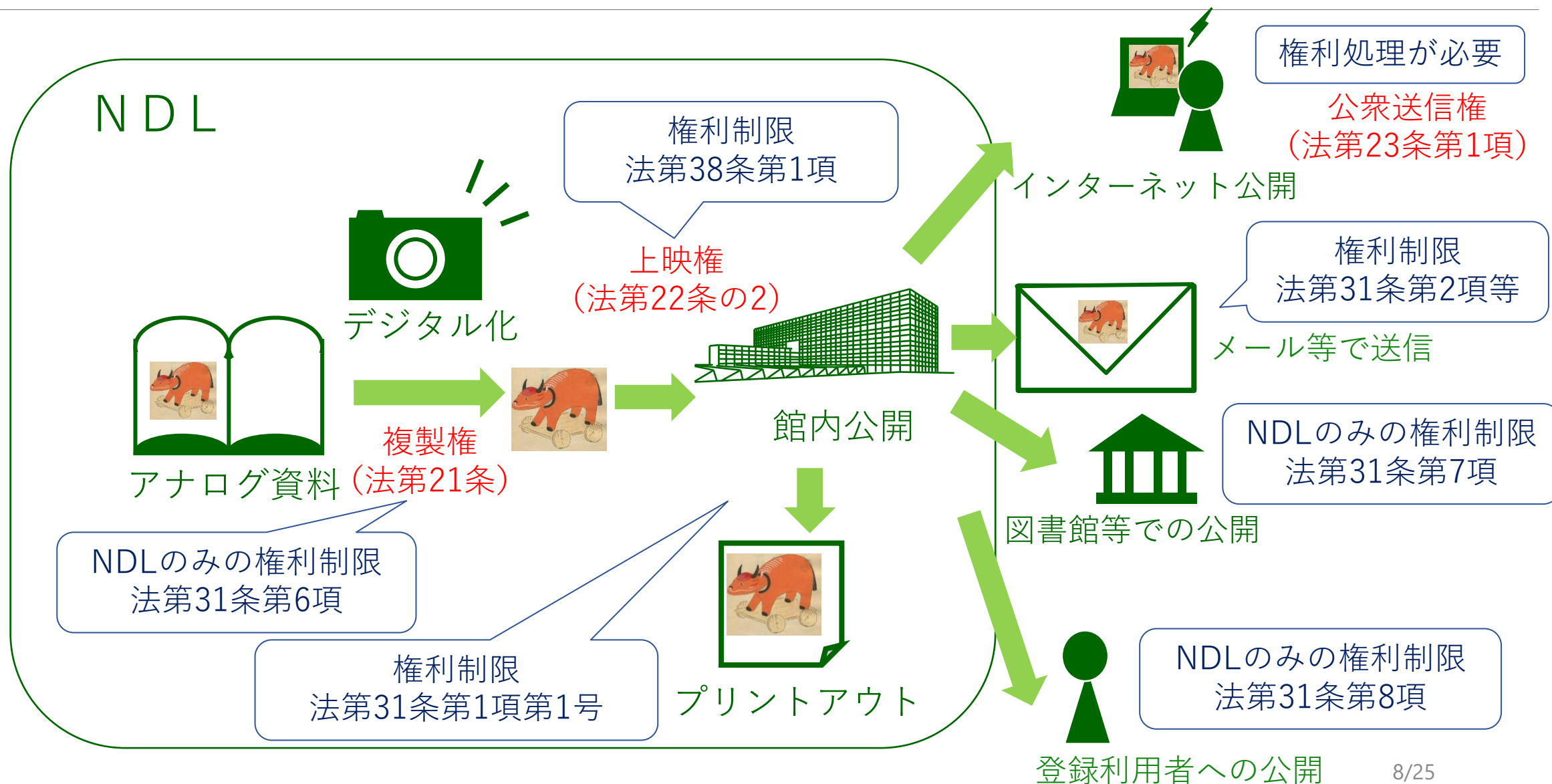
NDLによる国内刊行物デジタル化の進捗状況



2.資料デジタル化と著作権



3. 国立国会図書館が行っている権利関係処理



3.国立国会図書館が行っている権利関係処理

著作権をクリアする条件

保護期間の満了を確認

著作権者から許諾を得た ([法第六十三条](#))

文化庁長官裁定を受けた ([法第六十七条第一項](#))

著作権の譲渡を受けた

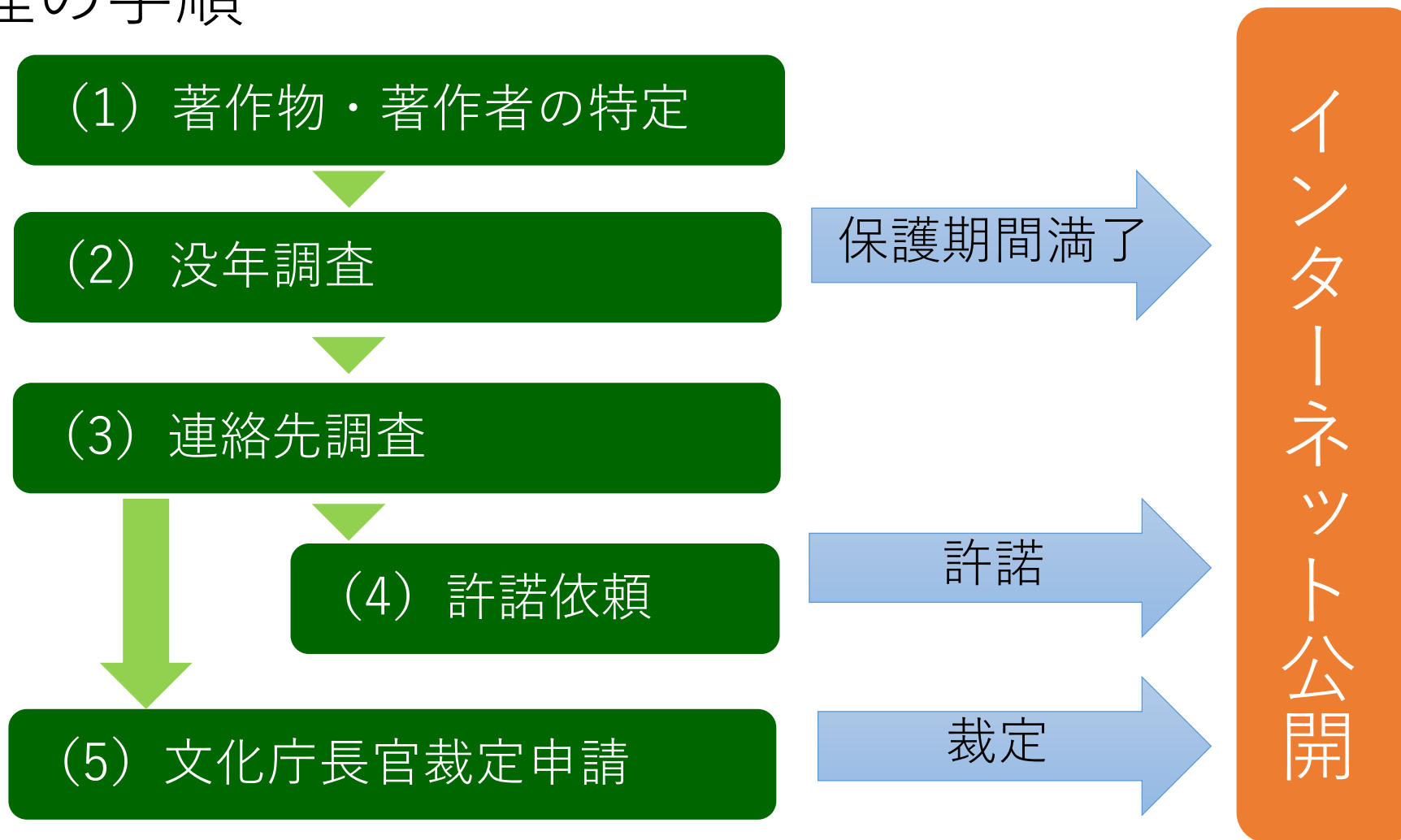
権利制限に該当する (引用など)

著作物ではない (データなど)

著作物だが、著作権がない (法令など)

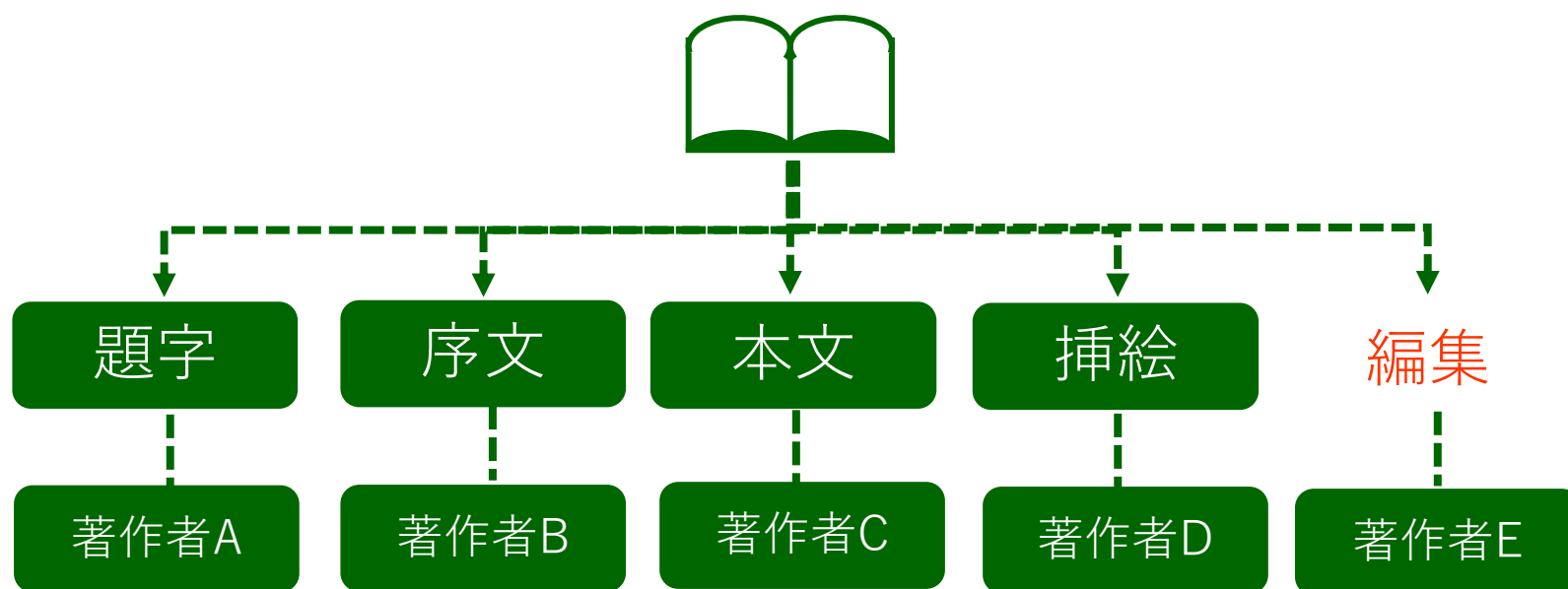
3. 国立国会図書館が行っている権利関係処理

権利処理の手順



3. 国立国会図書館が行っている権利関係処理

(1) 著作物・著作者の特定



3.国立国会図書館が行っている権利関係処理

(1) 著作物・著作者の特定

- ・著作物の「洗い出し」

資料を1ページずつ目視で確認

著作者の表示がある箇所：

表紙、標題紙、奥付、目次、序文、跋文、本文中の挿絵

- ・著作者は誰か？

個人？団体？

実名？変名？無名？

国籍は？

3.国立国会図書館が行っている権利関係処理

(2) 没年調査

[Web NDL Authorities](#)

[NDLデジタルコレクション](#)

[NDLインターネット資料収集保存事業 \(WARP\)](#)

新聞データベース

人物事典（出身地・活動分野）

[J-STAGE](#)／[IRDB](#)

など

[著者の没年を調べる](#)（リサーチ・ナビ）

3.国立国会図書館が行っている権利関係処理

(3) 連絡先調査

著作権者不明等の場合の裁定制度 (文化庁)

- ア 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること
- イ 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること
- ウ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

3.国立国会図書館が行っている権利関係処理

(4) 許諾依頼

著作権者に郵送で許諾依頼状を送付

許諾依頼文書の書式例

①依頼状

許諾依頼年月日

許諾依頼者名

利用方法の説明など

回答期限

問合せ対応の連絡先

+

②（別紙）回答書

回答（許諾／非許諾を選択）欄

許諾者の署名・連絡先欄

利用方法・条件

許諾する著作物の情報



返信

4.大学図書館における権利関係処理

大学図書館でデジタル化／権利関係処理が発生するのは…

①2000年以降刊行の図書／雑誌

[早稲田大学における学術書のオープンアクセス化の試み](#)

株式会社早稲田大学出版部による既刊書のOA化

③は[図書館振興財団助成](#)による
福島大のデジタル化も該当？

②2001～2012年に学位授与された博士論文

NDLは2000年までデジタル化／2013年以降はインターネット公表

③大学図書館独自の所蔵資料

[国立国会図書館未収かつ入手困難資料のデータ収集事業](#)

「[国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書](#)」

大学図書館・公共図書館等の各図書館等は、国民の情報アクセスを確保する観点から、国立国会図書館及び文化庁・文部科学省からの依頼に応じて、国立国会図書館への積極的な絶版等資料の提供に努めることが望ましい。

4.大学図書館における権利関係処理

著作権以外の問題

- ・写真や映像の肖像権

[肖像権ガイドライン](#)（デジタルアーカイブ学会）

[写真資料のデジタル保存とインターネット公開に関する 著作権・肖像権等の留意点
阪神・淡路大震災映像への肖像権ガイドライン適用の実践；神戸大学震災文庫での公開にむけて](#)

- ・学会誌等に含まれる名簿

NDLでは個人情報網羅的に掲載されており公衆送信等の対象とすることが不適切と認められるものは提供範囲限定措置を行う
画像の公開範囲をNDL館内に限定／全文検索不可 等

- ・地図等の同和問題
- ・寄託寄贈コレクションの所有権

5.参考情報

令和7年度著作権テキスト（文化庁）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

著作権テレホンガイド（著作権情報センター）

<https://www.cric.or.jp/counsel/index.html#soudan>

著作権者不明等の場合の裁定制度（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/1414110.html

二次利用がしやすいデジタルアーカイブ（国内の図書館）
（リサーチ・ナビ）

https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/plan/post_1044

(補足) 著作権に関する基礎知識

著作権法第一条 (目的)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

著作権法第二条 (定義)

一 著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

(補足) 著作権に関する基礎知識

法第十条 (著作物の例示)

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

(補足) 著作権に関する基礎知識

法第二条 (定義)

十一 二次的著作物

著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物

法第十二条 (編集著作物)

編集物でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するもの

法第十二条の二 (データベースの著作物)

データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するもの

(補足) 著作権に関する基礎知識

著作物ではないもの

- ・ 単なるデータや事実、ありふれた表現
- ・ 模写物や復刻版、デジタル化資料の撮影画像等、創作的でないもの

法第十三条 (権利の目的とならない著作物)

- 一 憲法その他の法令
- 二 告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

(補足) 著作権に関する基礎知識

著作者の権利

- ・ 著作者人格権

公表権／氏名表示権／同一性保持権

一身専属（[法第五十九条](#)）だが、著作者の死後も侵害となるべき行為をしてはならない（[法第六十条](#)）

- ・ 著作権（著作財産権）

複製権／上映権／公衆送信権など

譲渡や相続が可能、保護期間後に消滅する

(補足) 著作権に関する基礎知識

著作権の保護期間 ([法第五十一条](#))

著作者が著作物を創作したときに始まり、
原則として著作者の「生存している期間＋死後70年間」

例：手塚治虫（1989年没）の保護期間は2059年12月31日まで
2018年のTPP11協定発効により

「死後50年間」から「死後70年間」に延長
発効時点で保護期間が満了しているものは延長されない

→1967年までに亡くなった著作者の著作権は
原則として保護期間満了

(補足) 著作権に関する基礎知識

著作物の種類	公表名義の別	旧法による保護期間	昭和45年(1970年)法(昭和46年(1971年)1月1日施行)制定後の保護期間	平成8年(1996年)著作権法(平成9年(1997年)3月25日施行)改正後の保護期間	平成15年(2003年)著作権法改正(平成16年(2004年)1月1日施行)後の保護期間	平成28年(2016年)著作権法改正(平成30年(2018年)12月30日施行)後の保護期間
映画・写真以外の著作物(小説、美術、音楽、建築、コンピュータ・プログラムなど)	実名(生前公表)	死後38年間	死後50年間			死後70年間
	実名(死後公表)	公表後38年間	死後50年間			死後70年間
	無名・変名	公表後38年間 ^{※1}	公表後50年間 ^{※2}			公表後70年間
	団体名義	公表後33年間	公表後50年間 ^{※3}			公表後70年間
写真の著作物	—	発行又は創作後13年間	公表後50年間	死後50年間 ^{※4}		死後70年間 ^{※4}
映画の著作物(独創性のあるもの(劇場用映画など))	実名(生前公表)	死後38年間	公表後50年間		公表後70年間	
	実名(死後公表)	公表後38年間	公表後50年間		公表後70年間	
	無名・変名	公表後38年間	公表後50年間		公表後70年間	
	団体名義	公表後33年間	公表後50年間		公表後70年間	
映画の著作物(独創性のないもの(ニュース映画、記録映画など))	—	発行又は創作後13年間	公表後50年間		公表後70年間	

[著作物等の保護期間の延長に関するQ&A](#) (文化庁)